

佐賀県告示第 341 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、平成 30 年 9 月 1 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

平成 30 年 8 月 31 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

(1) 化学名 2 - (エチルアミノ) - 2 - フェニルシクロヘキサン - 1 - オン (通称名 : Deschloro-N-ethyl-ketamine、2-Oxo-PCE、0-PCE) 及びその塩類

(2) 化学名 メチル = 2 - [1 - (5 - フルオロペンチル) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド] - 3 , 3 - ジメチルブタノア - ト (通称名 : 5F-MDMB-PICA) 及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。